⑥　電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

イ　接続検討料収益、発電等設備の系統連系に伴い不可避的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益及び災害等扶助交付金

ロ・ハ　［省］

⑦　［省］

２．電気事業営業費用のうち、配電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　電気事業営業費用について、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料、社内取引費用及びその他に整理すること。

⑵　⑴で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「７部門」という。）に配分することにより整理し、様式第３第１表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

①・②　［省］

⑶　水力発電費（⑵により整理されたものを含む。）、火力発電費（⑵により整理されたものを含む。）及び新エネルギー等発電等費（⑵により整理されたものを含む。）（以下「水力・火力・新エネルギー等発電等費」という。）のうち配電部門に係る費用は、それぞれ、次の方法により抽出することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電等費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り配電部門に係る費用又は配電部門以外の費用に直課すること。

②　［省］

⑷～⑮　［省］

３．配電事業以外の事業を営む配電事業者は、１．で整理された収益及び２．で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、配電部門の収益及び費用に整理し、様式第３第２表により社内取引明細表を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　［省］

⑵　配電部門が配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

①　［省］

⑥　電気事業雑収益（次の額の合計額をいう。）

イ　接続検討料収益、発電設備の系統連系に伴い不可避的に提供するサービスに係る料金を申し受けることによる収益及び災害等扶助交付金

ロ・ハ　［省］

⑦　［省］

２．電気事業営業費用のうち、配電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　電気事業営業費用について、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料、社内取引費用及びその他に整理すること。

⑵　⑴で整理された一般管理費を、次の方法により水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費（以下「７部門」という。）に配分することにより整理し、様式第３第１表により部門共通費用帰属明細表を作成すること。

①・②　［省］

⑶　水力発電費（⑵により整理されたものを含む。）、火力発電費（⑵により整理されたものを含む。）及び新エネルギー等発電費（⑵により整理されたものを含む。）（以下「水力・火力・新エネルギー等発電費」という。）のうち配電部門に係る費用は、それぞれ、次の方法により抽出することにより整理すること。

①　水力・火力・新エネルギー等発電費は、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り配電部門に係る費用又は配電部門以外の費用に直課すること。

②　［省］

⑷～⑮　［省］

３．配電事業以外の事業を営む配電事業者は、１．で整理された収益及び２．で整理された費用のうち、次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、配電部門の収益及び費用に整理し、様式第３第２表により社内取引明細表を作成すること。なお、配電事業者の供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、その地域ごとの譲渡価格等が定められている配電事業者にあっては、当該複数の地域ごとに整理すること。

⑴　［省］

⑵　配電部門が配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

①　［省］